

新潟市生命保険年金の税務上の取扱いの変更に伴う

個人住民税の特別補てん金の算出に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「新潟市生命保険年金の税務上の取扱いの変更に伴う個人住民税の特別補てん金要綱」（以下「補てん金要綱」という。）に規定する特別補てん金の算出について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、補てん金要綱で使用する用語の例による。

(住民税相当額の計算)

第3条 補てん金要綱第5条第2号（イ）に規定する還付不能額に相当する額は、次の計算式によって得られる額とする。

① 平成13年度～平成15年度分（最終支払日が平成15年1月1日以降）

（申請前に平成16年度の住民税の申告があり、保険年金の雑所得に係る住民税が賦課徴収されている場合に限る。なお、平成16年度に繰越控除の適用がある場合は、平成15年度の特別補てん金の支給は生じない。）

イ 生命保険会社等からの保険年金に関する通知書又はその写し並びに特別補てん金の額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類及び当該特別補てん金の額の計算に関する明細書に基づく当該年度の雑所得の金額を確認する。

ロ 平成16年度の申告内容のうち、当該年金の雑所得の金額のみをイに置き換えた上で、申請による新たな当該年度の住民税額を算出する。

ハ 平成16年度の申告内容のうち、当該年金の雑所得の金額のみを当該年度の非課税部分振り分け前の雑所得に置き換えた上で、申請前の当該年度の住民税額を算出する。

ニ ハで算出した住民税額からロで算出した住民税額を控除した額を、当該年度の住民税相当分の特別補てん金の額とする。

①のイメージ図（最終支払年が平成15年以降）

住民税課税年度 年金支払年	13年度 (12年分)	14年度 (13年分)	15年度 (14年分)	16年度 (15年分)	17年度 (16年分)
	保険年金 雑所得金額※	保険年金 雑所得金額※	保険年金 雑所得金額※	保険年金 雑所得金額	
	「16年度 その他所得と 全控除」 を横引き	「16年度 その他所得と 全控除」 を横引き	「16年度 その他所得と 全控除」 を横引き	その他所得 全控除	

※ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第185条及び同施行令第186条の規定を適用して計算された保険年金に係る雑所得金額を振り分け後の雑所得金額とし、適用前の雑所得を振り分け前の雑所得金額とする。

（注）16年度が未申告である場合または16年度の申告に保険年金雑所得金額が含まれていない場合には、13～15年度も保険年金雑所得金額分は課税に至らなかったと推定し、特別補てん金は支給しないこととする。

② 平成13年度～平成15年度分（最終支払日が平成14年12月31日以前）

（申請前に平成16年度の住民税の申告がされている場合に限る。なお、平成16年度に繰越控除の適用がある場合は、平成15年度の特別補てん金の支給は生じない。）

イ 生命保険会社等からの保険年金に関する通知書又はその写し並びに特別補てん金の額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類及び当該特別補てん金の額の計算に関する明細書に基づく当該年度の雑所得の金額を確認する。

ロ 平成16年度の申告内容に、当該年金の雑所得の金額を加算した上で、申請による新たな当該年度の住民税額を算出する。

ハ 平成16年度の申告内容に、当該年金の非課税部分振り分け前の雑所得の金額を加算した上で、申請前の当該年度の住民税額を算出する。

ニ ハで算出した住民税額からロで算出した住民税額を控除した金額を、当該年度の住民税相当分の特別補てん金の額とする。

②のイメージ図（最終支払年が平成14年以前（平成16年度住民税申告あり））

住民税課税年度 年金支払年	13年度 (12年分)	14年度 (13年分)	15年度 (14年分)	16年度 (15年分)	17年度 (16年分)
	保険年金 雑所得金額※	保険年金 雑所得金額※	保険年金 雑所得金額※	(保険年金雑所 得金額なし)	
	「16年度 全所得と 全控除」 を横引き	「16年度 全所得と 全控除」 を横引き	「16年度 全所得と 全控除」 を横引き	全所得 全控除	

※ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第185条及び同施行令第186条の規定を適用して計算された保険年金に係る雑所得金額を振り分け後の雑所得金額とし、適用前の雑所得を振り分け前の雑所得金額とする。

③ 平成13年度～平成15年度分（最終支払日が平成14年12月31日以前）

（申請前に平成16年度の住民税の申告がなかった場合に限る。）

イ 生命保険会社等からの保険年金に関する通知書又はその写し並びに特別補てん金の額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類及び当該特別補てん金の額の計算に関する明細書に基づく当該年度の雑所得の金額を確認する。

ロ 平成16年度の申告内容を、所得＝イ、控除＝基礎控除とした上で、申請による新たな当該年度の住民税額を算出する。

ハ 平成16年度の申告内容を、所得＝当該年金の非課税部分振り分け前の雑所得の金額、控除＝基礎控除とした上で、申請前の当該年度の住民税額を算出する。

ニ ハで算出した住民税額からロで算出した住民税額を控除した金額を、当該年度の住民税相当分の特別補てん金の額とする。

③のイメージ図（最終支払年が平成14年以前（平成16年度住民税未申告））

住民税課税年度 年金支払年	13年度 (12年分)	14年度 (13年分)	15年度 (14年分)	16年度 (15年分)	17年度 (16年分)
	保険年金 雑所得金額※	保険年金 雑所得金額※	保険年金 雑所得金額※		
	「所得0と 基礎控除」 を推定	「所得0と 基礎控除」 を推定	「所得0と 基礎控除」 を推定	未申告	

※ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第185条及び同施行令第186条の規定を適用して計算された保険年金に係る雑所得金額を振り分け後の雑所得金額とし、適用前の雑所得を振り分け前の雑所得金額とする。

附 則

この要領は、補てん金要綱の施行の日から施行する。